

# グレゴリウス改革における聖職者「独身」制の革新性

尾崎 秀夫

## はじめに

金銭などの対価を支払って聖職を獲得するシモニアと独身義務に反して妻帯する聖職者の存在は当時の教会腐敗の象徴であり、シモニアの根絶と聖職者「独身」制の確立はいわゆるグレゴリウス改革の目標の一つであった。一般に、レオ9世の登位によってグレゴリウス改革は開始したとされ<sup>1)</sup>、これら2つの問題への対策はともにこの教皇の登位直後から強力に推進されたとされる<sup>2)</sup>。しかし、筆者が前稿で明らかにしたように、シモニアについてはレオ9世主催の教会会議でたびたび非難決議が行われたことが確認できるが、聖職者「独身」制については、それについて決議したと伝えられる教会会議は少数で、しかもその史料は聖職者独身義務の強力な主張者が十年以上後に書いたものであり、信頼度は必ずしも高くない<sup>3)</sup>。レオ9世の登位によって反シモニア運動に教皇庁が積極的にかかわり始めたことは確認できるが、聖職者「独身」制についてはシモニアと同等に取り組みられたわけではなかったと言えるであろう。

聖職者「独身」制への教皇庁の取り組みが、グレゴリウス改革開始とともに行われていなかったことが看過されてきた理由のひとつは、この改革における聖職者「独身」制の革新性が認識されてこなかったことである。グレゴリウス改革において聖職者「独身」制とは何を意味したのであろうか。通説では4世紀初頭以降、教会会議や教皇書簡などで命じられた聖職者「独身」

制が有名無実であったため、グレゴリウス改革でその復活が目指された、とされる<sup>4)</sup>。しかし、筆者は4世紀以降の聖職者「独身」制とグレゴリウス改革でのそれは、同じではないと考える。あえて単純化して言えば、次のように理解できるであろう。4世紀以来定められたのは叙品後の結婚禁止で、妻帯者の叙品は問題とされず、聖職者夫婦には禁欲が命じられる、ということである。これに対しグレゴリウス改革での聖職者「独身」制は、結婚が叙品前であっても聖職者夫婦は同居してはならない、ということであった。この点は聖職者「独身」制の新しい要素であり、それ故反対も強かったのである。

では、教皇庁がこのような聖職者「独身」制を明確に打ち出すのはいつからであろうか。結論を先に述べると、1059年に教皇ニコラウス2世のもと開催されたローマ教会会議からと考えられる。本稿では、レオ9世の死後からニコラウス2世時代までを概観した後、1059年のローマ教会会議で聖職者「独身」義務教令を検討し、その意義を考察していきたい。

## 1. ヴィクトル2世（在位1055～1057年）

レオ9世の死後、1055年にアイヒシュテット司教ゲープハルトがヴィクトル2世として教皇位についた。彼はクレメンス2世、ダマスス2世、レオ9世に続く4人目のドイツ人教皇であった。

もちろん、彼はレオ9世の改革の継承者とされるが<sup>5)</sup>、その活動を詳細に跡づけた研究は、管見ではない。ここでは、彼が開催した教会会議を概観し、ヴィクトル2世がどのように教会改革を継承し、聖職者の倫理改革を行ったかを検討したい。

ヴィクトルは登位の年の6月にフィレンツェで、皇帝臨席のもと教会会議を開催している。この教会会議の決議ははっきりとは伝わっていない。ボニゾによると、「シモニア異端ともっとも愚かな慣習である司祭の姦淫fornica-

tioは神の剣によって断罪された。この教会会議で多くの司教がシモニア禁止違反や姦淫の罪で罷免され」た、という<sup>6)</sup>。姦淫とは何を意味するのであろうか。それは平信徒よりも高い倫理が求められる聖職者の倫理にもとる罪であろうか。俗人か聖職者かに関係なく、キリスト教徒全般に求められる倫理であろうか。ボニゾは、以後問題となる上級聖職者の女性との同居については、蓄妾concupinatusという語を用いている<sup>7)</sup>。従って、ここで言われているのは聖職者にのみ求められるものではなく、キリスト教徒全般に求められる性倫理と考えられよう。

ボニゾの記述が明確でないだけでなく、彼の記述は一般に必ずしも信用できないとされている<sup>8)</sup>。フィレンツェ教会会議で聖職者の性生活にかんする決議がなされたと伝えるのはボニゾだけであることも看過できない。彼に勝るとも劣らず聖職者に厳しい性倫理を求めようとするペトルス・ダミアニさえフィレンツェ教会会議については、教会財産の譲渡禁止が決議されたことしか伝えていない<sup>9)</sup>。マンシの『教会会議決議集成』も、ペトルス・ダミアニに従って、教会財産譲渡禁止を記すのみである<sup>10)</sup>。フィレンツェ教会会議では聖職者「独身」制について検討されなかった、あるいは検討されたとしてもそれまでの法令が確認されたに過ぎなかったと考えるべきであろう。

その後、ヴィクトルはヒルデブラントをフランスに派遣し、改革を続行させる。レオ9世の跡を受け、ヴィクトルは西方教会における改革の主導権を握り続けたのである。ヒルデブラントはリヨンで教会会議を開いたが、その正確な日時は分からない。この教会会議についてボニゾはシモニアと聖職者の不貞を攻撃したと述べているが、具体的にはシモニアを犯したアンブラン司教が罰せられたことしか伝えていない<sup>11)</sup>。ボニゾ同様聖職者妻帯を攻撃するペトルス・ダミアニもこの教会会議に言及しているが、シモニアで数名の司教が罷免されたことを記すのみである<sup>12)</sup>。枢機卿アラゴンのニコラウスも、当時シモニアが広まっていたので教皇はヒルデブラントをアルプス以北に派

遣したと述べ、リヨンでのシモニア的司教罷免を伝えている<sup>13)</sup>。このように、リヨン教会会議ではシモニアの処罰はあったが、聖職者妻帯問題は取り上げられなかったと思われる。

その頃、ヒルデブラントは直接タッチしていないが、ノルマンディのリジュでも教皇特使のもと教会会議が開催されている。ここではルーアン司教モジェが墮落した生活とノルマンディ公ギョームとの対立のために罷免されたと伝えられる<sup>14)</sup>。「墮落した生活」とはどのような生活であろうか。オルデリック・ヴィターリスはモジェについて、教皇の決定を得てギョームがルーアン大司教位を罷免したと伝えている<sup>15)</sup>。その理由はギョームに対する敵対であり、たしかに「神に対す不信仰と自分に対する不誠実な大司教」とのギョームの言葉が記されているが、この「神に対する不信仰」から聖職者「独身」制に反する何らかの問題があったとは言えない。モジェは明らかに政治的対立から大司教位を罷免されたのであって、それに聖職者「独身」制がかかわっていたとは思われない。

なおバーストウは、オルデリック・ヴィターリスの『教会史』を根拠にヴィクトルがリジュ教会会議で妻帯司祭に妻と別れることを強制したと言うが、それは1064年のリジュ教会会議であって、ヴィクトル時代の教会会議ではない<sup>16)</sup>。

ヒルデブラントはトゥールでも教会会議を招集している。そこでは、ベレンガリウスの異端的教義が問題となったのであり、聖職者妻帯は問題となっていない<sup>17)</sup>。シャロン・シュル・ソーヌでの教会会議も、ユークの子ワルター伯が篡奪していた財産を教会に返還したことしか知られておらず、やはり聖職者妻帯問題は取り上げられなかったようである<sup>18)</sup>。

1056年の9月に開催されたトゥールーズ教会会議は、教皇特使であるアルル大司教ランボーとエクス大司教ポンスが出席して開催された。ここでも問題はシモニアとともに、聖職者「独身」制であったとされる<sup>19)</sup>。たしかに第

7条で聖職者「独身」制にかかわる決議が行われている。

教会職を行う司祭、助祭ら聖職者は妻などの女性と禁欲を守らねばならない。守らないなら、位階と職務を失う<sup>20)</sup>。

しかし、この決議には、グレゴリウス改革の聖職者「独身」制における革新性は認められない。なぜなら、ここには聖職者夫婦が別れて暮らさねばならないとの命令は含まれていないからである。この決議は、聖職者「独身」制法令の出発点と考えられる、4世紀初頭のエルピラ教会会議の決議と基本的に同じと言えよう。エルピラ教会会議は次のように決定している。「司教、司祭、助祭ら役職に就いているすべての聖職者に、自分の配偶者と関係を持つこと、子供をもうけることを完全に禁じる。この禁令に反する者があれば、聖職者の列から除去する<sup>21)</sup>。」従って、トゥールーズ教会会議のこの決議は、これまで再三命じられたことを繰り返して定めたに過ぎないのである。

1056年にはスペインのコンポステラでも教会会議が開催された<sup>22)</sup>。バーストウはこの教会会議に派遣された特使にヴィクトルが妻帯司祭と助祭に破門をもって妻と別れさせるよう命じたとしている。この教会会議の決議の最後に「神の助けに支えられ、使徒座の司教クレスコニウスがこれを承認した」とあるので、決議内容が教皇庁の承認を得たことは確認できる。しかし、決議の内容はバーストウの主張とは異なると思われる。バーストウは第6条を次のように引用している。「我々は付け加える。(中略)妻と別れ、贖罪を果たすべし。さもなければ教会とキリスト教徒の共同体から追放されるべし。結婚した司祭と助祭についても同様に定める。<sup>23)</sup>」

しかし、バーストウが省略した箇所が問題である。なぜなら、この決議の中心はこの部分であるからである。そこには「近親者同士で結婚した者は」と書かれている<sup>24)</sup>。すなわち、この決議は近親結婚を禁じているのであって、

聖職者結婚を問題としているのではない。有名なヘーフェレとルクレルクによる『教会会議史』も、近親結婚について記すのみで、この決議を聖職者の結婚にかんする決議とはしていない<sup>25)</sup>。近親結婚と聖職者結婚とは問題が全く異なるので、聖職者結婚禁止をここで取り上げるなら、別の決議として定めるべきであろう。従って、この決議では、近親結婚をしている聖職者夫婦について定めているのであって、聖職者夫婦全般に別居を命じているのではないと考えられる。

最後に1057年4月、ヴィクトルはローマで教会会議を開催した。この教会会議については、マリシカ司教アクトがキエーティに移されたことが伝えられているだけである<sup>26)</sup>。

以上のように、ヴィクトル、あるいは彼の教皇特使が関係した教会会議では、シモニアはたびたび問題とされたが、聖職者「独身」制については、以前からの規定を繰り返しはあるものの、革新的規定はまだ認められないのである。

## 2. ステファヌス9世（在位1057～1058年）

6月末に亡くなったヴィクトル2世の跡を受けて教皇となったのはステファヌス9世である。彼はロートリンゲン公の息子フリードリヒで、リエージュで改革派司教のもと大助祭となった。レオ9世とともにローマに来て彼の協力者となり、モンテ・カッシノ修道院長となった後、ヴィクトル2世によってサン・クリソゴノ司祭枢機卿とされる<sup>27)</sup>。枢機卿フンベルトゥスとともにコンスタンティノーブルに派遣されるなど、重要な役割を果たしていた。

クレメンス2世以来の6人目のドイツ出身教皇であるが、以前の5人とは異なり、皇帝の指名、あるいは推挙があったわけではない。彼が登位したとき、ハインリヒ3世はすでにこの世になく、まだ幼いハインリヒ4世が皇帝

となり、その母であるアグネスが摂政となっていたが、彼の登位はドイツ宮廷の承認なく行われた。彼はロートリンゲン公の息子で、しばしば皇帝に反抗したゴットフリートの弟であった。もっとも、ステファヌスの登位時点で教皇庁がドイツ宮廷との対立姿勢を明確にしたというわけではない。彼の登位が急がれたのは、ローマ貴族の介入を避けたいという事情があり、またそれに対する軍事的保護としてゴットフリートを当てにすることができたためであった。ステファヌスはその後もなくルッカ司教アンセルムスや大助祭となったヒルデブラントらを使者としてドイツ宮廷に派遣している<sup>28)</sup>。

ステファヌスのもとでも改革が続行したことは確かである。彼はまずペトルス・ダミアニをオスティア司教枢機卿として改革派を強化している<sup>29)</sup>。では、聖職者「独身」制については何らかの革新が認められるのであろうか。オスティアのレオは、ステファヌスは「しばしば教会会議にとりわけ聖職者と司祭の結婚にかんして都市の聖職者と民衆を召集した」と述べている<sup>30)</sup>。しかし、約8ヶ月という彼の短い在位期に開かれた教会会議で知られているのは2つだけである。最初のはローマ教会会議である。

ローマ教会会議で知られているのは、修道士からサン・ヴィンチェンツォ教会を奪いランドなる司祭に与えたカプア市民に聖務停止令を発したことと、ルッカの聖職者にインムニテートを与えたことだけである<sup>31)</sup>。聖職者「独身」制にかかわる決議はもちろん、シモニアにかんする決議もなかったようである。この教会会議は教会改革とはほとんど関係がなかったと思われる。

もう一つはフォンタネートゥム教会会議である<sup>32)</sup>。当時、ミラノでアリアルドとランドルフなる者が聖職者の腐敗を批判していた。これに対してミラノ大司教ヴィド（ゲイドー）が招集したのがこの教会会議である。大司教は先の2名を召喚したが彼らは現れず、教会会議は2人の破門を宣言した。彼らはこれを意に介さず、なお教会批判を続け、彼らに従う群衆は「パタリア」

と呼ばれるようになる<sup>33)</sup>。

ステファヌスはヒルデブランドらの特使としてミラノに派遣して、調査に当たらせた。しかし、ステファヌスがとった措置についてははっきり分からない。小ランドルフによれば、ステファヌスはフォンタネートゥム教会会議での破門を撤回したと語り、大ランドルフは妥協的措置をとったと伝えているからである<sup>34)</sup>。しかしいずれにせよ、教皇はまだ本格的介入を意図してはおらず、事態の成り行きを見守っていたと思われ<sup>35)</sup>、聖職者「独身」制の問題をここで明確に取り上げたとは考えられない。

12世紀半ばに編纂されたいわゆるグラティアヌス教令集には、アレクサンデルの言葉として次のような条文が記されている<sup>36)</sup>。「東方諸教会の慣習と聖なるローマ教会の慣習は異なる。すなわち、東方教会の司祭、助祭、副助祭は結婚できる。西方教会の司祭は、副助祭から司教まで結婚は許されない。」グラティアヌスはこれをローマ教会会議での発言としているが、この発言を伝えているのは、管見の限りではグラティアヌスだけである。また、内容的には、理解困難な部分もあるが、革新的発言とは言えない。東方教会で司祭に結婚が許されたというのは事実と反する。7世紀末のいわゆるトゥルッロ教会会議で、司教をのぞく東方教会の聖職者には一時的貞潔のみが課され、通常の夫婦の性生活は許されたが、叙品後結婚することは禁じられていた<sup>37)</sup>。このような誤解の由来をここで検討する余裕はない。ここで問題となるのは、西方教会の司祭に結婚が許されないということであるが、これは4世紀以降の教会法で明確に定められていることであり、なんら革新性は認められない<sup>38)</sup>。

ペトルス・ダミアニは1064年頃書かれたと考えられるトリノ司教クニベルトへの書簡で、ステファヌス9世が聖職者「独身」制について次のように命じたと伝えている。すなわち、ステファヌスが「不貞に暮らすすべてのローマの聖職者に、たとえ彼らが妻と別れていても、聖職と内陣から去り、贖罪を果たすよう命じた<sup>39)</sup>」というのである。ステファヌスがこの命令をいつ、



どのような形で出したのかは、明らかでない。最近、ペトルスの書簡を英訳したオーウェン・ブルムは1057年のローマ教会会議としているが<sup>40)</sup>、この命令はペトルス・ダミアニによってしか伝えられておらず、たしかな証拠はない。「妻と別れていても」との箇所は、聖職者夫婦の同居禁止を意味しているようにも思われるが、はっきりしたことは言えない。ステファヌスが新たな段階に一步足を踏み出そうとしたのかもしれないが、残念ながらペトルス・ダミアニの証言だけでは、そう断言することはできない。

このようにステファヌス9世時代にも、聖職者「独身」制については聖職者と妻の別居を強制するという新しい要素を確認することはできない。彼にその意図があったとしても、8ヵ月という短い在位期間ではそれを明確に打ち出すことはできなかったのかもしれない。レオ9世が登位し教皇庁を中心とする教会改革が開始してから10年近くが経過しているが、聖職者「独身」制してはもっぱら4世紀以来の規定が繰り返されるだけで、新たな主張はなお明確には現れていないのである。

### 3. ニコラウス2世（在位1058～1061年）

ステファヌスの死後、ローマ貴族はヴェッレトリ司教ヨハネスを教皇に選出、ベネディクトゥス10世とした。これに反対したペトルス・ダミアニは、ヒルデブラントらと合流し、シエーナでフィレンツェ大司教ゲラルドゥスを選出する。ゲラルドゥスはブルゴーニュ出身で、ロートリンゲン公ゴットフリートと帝国宮廷の承認を得、ストリ教会会議を開催してベネディクトゥスを非難するとともに、ゴットフリートらの軍事的支持のもとにローマに向かう。これを見てベネディクトゥス10世はローマから逃亡、ゲラルドゥスはローマに入って1059年1月24日に登位式を行い、ニコラウス2世と名乗った<sup>41)</sup>。彼の在位期も2年と必ずしも長くはないが、その間に聖職者「独身」制について新たな一步が踏み出されたのである。

ニコラウスはその後、4月にローマで教会会議を開催した。この教会会議は、教皇選挙教令を定めたことで有名なものである<sup>42)</sup>。しかし、聖職者「独身」制についても重大な決議がなされている。それは第3条である。まず、第3条を訳出してみよう。

誰も、疑いなく妾を囲ったり女性を引き入れていると知っている司祭のミサに出るべからず。それ故、聖なる教会会議は以下のことを破門をもって定める。司祭、助祭、副助祭で、良き記憶の教皇レオの聖職者の独身についての定めの後、妾を公然と囲った者、囲っている妾と別れない者に、全能の神によって、使徒聖ペトロと聖パウロの権威をもって次のように宣言し、命じる。そのような聖職者は、神の承認を得て我々によってこのようなことについての判決が下されるまで、ミサを挙げず、福音書や書簡を読まず、先の定めに従っている者とともに司祭職において聖務を行わず、教会から職務を受けるべからず<sup>43)</sup>。

1059年のローマ教会会議の決議はニコラウス2世によって各地のキリスト教徒に書簡で伝えられた。すべてのキリスト教徒に送られた回勅<sup>44)</sup>、ガリア、アキテーヌ、ガスコーニュの司教たちへの書簡<sup>45)</sup>、アマルフィの司教たちへの書簡<sup>46)</sup>が、ローマ教会会議の決議を伝えている。これらで伝えられる貞潔規定の内容は、完全に一致するわけではないが、それは送られた地方に対する教皇の配慮からであろう<sup>47)</sup>。ボニゾもこの教会会議で聖職者の貞潔義務にかんする決議がなされたと伝え<sup>48)</sup>、フラヴィニのユークの年代記も貞潔規定を伝えている<sup>49)</sup>。

この決議は2つの点で、これまでの聖職者「独身」制を変更するものであった。第1に、これによって聖職者夫婦の同居は明確に禁じられたことである。この決議で言う妾とは、正妻以外の女性という意味ではない。当時の

教会法では妻と妾は明確に区別されていない<sup>50)</sup>。教会会議の決議作成者は、不道徳なニュアンスを含む妾という言葉を用いたのであろう。従って、この決議は聖職者が妻と同居することを禁じたのである<sup>51)</sup>。ペトルス・ダミアニも1059年末にヒルデブラントに宛てた書簡で、聖職者夫婦の同居は教会法で禁じられていると述べている<sup>52)</sup>。ボニゾも、この教会会議で司教たちは妾と暮らす聖職者を排除するよう命じられた、と伝えている<sup>53)</sup>。これ以前、叙品前に結婚していた聖職者夫婦は同居を許されていた<sup>54)</sup>。それが明確に禁じられたのは、この決議が初めてなのである<sup>55)</sup>。

革新性を示すもうひとつの点は、不貞聖職者のミサのボイコットを信徒に命じたことである<sup>56)</sup>。すなわち、一般信徒が聖職者を判断し、その権威に反抗することを認めたのである。これは明らかにそれまでの教会法に反する定めであった。4世紀のガングラ教会会議は、妻帯聖職者のミサを拒否することを禁じている<sup>57)</sup>。また、『偽イシドルス教令集』は、信徒が聖職者の行動を判断することを禁じている<sup>58)</sup>。

もっとも、不貞聖職者ボイコットは上記のすべての史料に記されているわけではない。すなわちすべてのキリスト教徒に宛てられた回勅とアマルフイの司教たちへの書簡ではボイコットが命じられているが、ガリア、アキテーヌ、ガスコーニュの司教たちへの書簡とユークの年代記では、妻帯聖職者が聖職を行うことを禁じるのみで、ボイコットには言及されていない。しかし、ボニゾはローマ教会会議の決議が伝えられると、ブレーシャやクレモーナ、ピアチェンツァなど多くの司教区で多くの民衆が妻帯聖職者のミサをボイコットしたと伝えている<sup>59)</sup>。また、ペトルス・ダミアニがトリノ司教への書簡で、教皇庁のキリスト教世界全体への命令として「女性と関係を持っていることが知られている司祭のミサに出てはならず、助祭の朗読する福音や副助祭の朗読する書簡を聞いてはならない」と書いていることから<sup>60)</sup>、信徒によるボイコットが教皇庁の戦術として採用されていたことが分かるのである。

しかしこの決議には、「良き記憶の教皇レオの聖職者の独身についての定めの後」との一節があり、通常この定めとはレオ9世によるものを指すと考えられている<sup>61)</sup>。もしそうであるなら、やはり聖職者「独身」制にかんしてもレオ9世が画期と言うことになろう。だが、ここで言及されているレオはレオ9世ではなく、レオ1世と考えるべきと思われる。前稿で示したように、レオ9世時代に聖職者「独身」制にかんする革新は認められない。レオ1世は聖職者「独身」制について重要な発言をしており、それは教会法に受け継がれてきた<sup>62)</sup>。たしかにレオ1世は聖職者夫婦の同居を承認している。しかし、改革派もその立法を革新的な法とは考えていなかった。なぜなら、西欧中世において法とは「古き良き法」であって、革新であってはならないからである<sup>63)</sup>。彼らはその立法をレオ1世に遡らせたのは、その正当性をより強化するためであったと考えられよう。

ニコラウスは1060年と1061年にもローマで教会会議を開催したが、それらの決議の詳細な記録は残っていない。しかし、1059年7月に南イタリアのメルフィで教会会議を開き、女性と同居している司祭、助祭ら聖職者に貞潔に生きるよう勧告、従わない者を破門で威嚇した<sup>64)</sup>。またフランスに派遣された教皇特使ステファヌスが開催したトゥール教会会議でも、妻と別れない聖職者の罷免を命じている<sup>65)</sup>。またこの直前に開催されたヴィエンヌ教会会議でも、詳細な記録は残っていないが、同様の決議が行われたと思われる<sup>66)</sup>。すなわち、ニコラウス2世は聖職者夫婦の同居禁止という、聖職者「独身」制にかんしてそれまでの教会法の伝統を変更する方向性を明確に打ち出したのである。

1059年のローマ教会会議の決議が画期的であったことは、これに対する強い反対によっても示されている。まずこのころ、アウグスブルク司教ウダルリヒの名で書簡が書かれた。これはフリッシュによってイモラ司教ウダルリクスが1059年のローマ教会会議での聖職者「独身」制にかんする決議に反対

して書いたことが明らかにされている<sup>67)</sup>。

ペトルス・ダミアニがヒルデブランドに宛てた書簡によると、ミラノでは、1059年にニコラウス2世の特使ペトルス・ダミアニとルッカのアンセルムスがシモニアと聖職者結婚を根絶すべく到着したとき、多くの聖職者が暴動を起こした<sup>68)</sup>。ペトルスによれば、女性と同居する聖職者は聖職者貞潔の定め反しており、それにもかかわらず彼らは誤った根拠でその恐るべき行動を正当化しようとした。反抗する聖職者はミラノ教会はローマ教会の法に従属しておらず、ローマ教皇はミラノ教会の事柄に介入する権限を持っていないと主張し、ペトルスは彼らの威嚇行動により身の危険さえ感じたという。また、ボニゾによると、司教区に戻ったブレーシャ司教が教会会議決議を読み上げると、妻帯聖職者に打ち据えられ、危うく殺されかかったという<sup>69)</sup>。ローディでも、ペトルスが司祭に妻と離別するよう説得したとき、彼の命が危険にさらされた。ペトルスがあるイタリアの司教のグループと出会ったとき、彼らは妻を持つ権利を強く擁護し、それが許されなければ彼らは罪に生きることになると言った。ペトルスによると、トスカーナ公ゴットフリートの教区司祭たちも同じであった。彼らは、彼らの結婚は教会法で認められていると主張した<sup>70)</sup>。このように激しい反対運動が各地で起こったことは、先の決議の革新性を示しているということができよう。

ではニコラウス2世による革新は以後の教皇に受け継がれたのであろうか。詳細な検討は今後の課題とするが、筆者の見通しを簡単に述べるなら、アレクサンデル2世、グレゴリウス7世に継承されたと言うことができよう。アレクサンデル2世は1063年のローマ教会会議で妾を囲っている司祭のミサへの出席を禁じている<sup>71)</sup>、書簡でも再三、聖職者夫妻の同居を非難している<sup>72)</sup>。グレゴリウス7世も1074年のローマ教会会議で聖職者夫婦の同居を禁じている<sup>73)</sup>。

すなわち、聖職者「独身」制にかんしてニコラウス2世時代は転換点で

あった。1059年のローマ教会会議は聖職者夫婦の同居を禁じるとともに、妻と暮らす聖職者のミサへの出席を信徒に禁じたのであるが、それはそれまでの教会法の伝統から新しい一步を踏み出す定めであった。そしてこの姿勢はグレゴリウス7世に継承された。グレゴリウス改革における聖職者「独身」制にかんする革新性はニコラウス2世時代に出現した、とすることができるであろう。

### おわりに

いわゆるグレゴリウス改革はレオ9世に始まったとされる。しかし、その重要な要素のひとつとされる聖職者「独身」制について、改革教皇庁の方針が確立するのは、レオ9世から数えて3代目の教皇であるニコラウス2世時代と言えよう。1059年のローマ教会会議第3決議がその画期と考えて間違いないであろう。

グレゴリウス改革は、単に教会法に定められていながら空文化していた法規の遵守を訴えただけではない。それはそれまでの教会法の伝統から新たな一步を踏み出すものであった。4世紀以来教会法で定められたのは、叙品後の結婚と聖職者夫婦の性交渉の禁止であり、夫婦の同居は承認されていたのだが、改革教皇庁は聖職者夫婦の同居を禁じるとともに、その監視を信徒に委ねたのである。それまでの教会法規の遵守は、改革以前にも再三教会会議で訴えられていた<sup>74)</sup>。グレゴリウス改革における聖職者「独身」制にかんする立法が激しい反発を招いたのは、まさにその革新性によるのである。

聖職者の貞潔は、秘蹟という神の恵みを伝達する儀式を執り行う者に必要不可欠とされた。それまでの教会法では夫婦間の貞潔を守るよう命じるのみで、現実には個人の家の中でこれが本当に守られているかは聖職者自身の自覚によらざるを得ない。実際、聖職者夫婦に子どもができるなど、それが守られていないことが明るみに出ることもあったであろう。グレゴリウス改革

は聖職者夫婦の同居を禁じることによって、その貞潔を確立しようとしたのである。すなわち、括弧付きの聖職者「独身」制ではなく、真の聖職者独身制が目指されたのである。

では、なぜこのような革新的法規がニコラウス2世時代に定められたのであろうか。そのイニシアティブは誰がとったのであろうか。またそれはどのようにグレゴリウス改革以降、継承されていくのであろうか。これらの問題については今後の課題としたい。

## 注

- 1) たとえば、A・フリッシュ『叙任権闘争』（野口洋二訳）、創文社、1972年、3～22頁、野口洋二『グレゴリウス改革の研究』、創文社、1978年、80～89頁。
- 2) Anne Llewellyn Barstow, *Married Priests and the reforming Papacy*, New York and Toronto, 1980, p.51.
- 3) 拙稿「教皇レオ9世と聖職者『独身』制」『神戸海星女子学院大学研究紀要』、第45号、2007年、31～49頁。
- 4) 野口、前掲書、34頁。八代崇「聖職者の妻帯と教会一致」『キリスト教学』26、1984年、102～103頁。
- 5) Colin Morris, *The Papal Monarchy: The Western Church from 1050 to 1250*, Oxford, 1989, pp.88-89.
- 6) "...symoniaca heresis et turpissima fornicatio sacerdotum divino mucrone percusa est. Nam in eadem synodo multi episcoporum per symoniacam depositi sunt et quam plures per fornicationis crimen..." MGH Libelli de Lite(=LdL), 1, p.590; I.S.Robinson, *The Papal reform of the eleventh century, Lives of Pope Leo IX and Pope Gregory VII(=Papal reform)*, 2004, p.195.
- 7) たとえば、1059年4月のラテラノ教会会議で罰せられた妻と同居する聖職者について、*sacerdotes et levitas concubinos*としている。MGH, LdL 1, pp.594.
- 8) 拙稿「教皇レオ9世と聖職者『独身』制」『神戸海星女子学院大学研究紀要』45号、2007年。
- 9) J.-P.Migne, *Patrologiae cursus completus, series Latina*, 221 vols., Paris, 1844-64(=PL), 144, col.322; *The Fathers of the Church, Mediaeval Continuation; The Letters of Peter Damian(=Peter Damian)*, vol.3, tr.by Owen J.Blum, O.F.M., p.151.
- 10) G.D.Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, 60 vols., Paris, 1901-27(=Mansi), 19, col.825.
- 11) MGH LdL, 1, p.592. Robinson, *Papal reform*, pp199-200. ボニゾはこの教会会議をステファヌス9世時代としている。
- 12) PL 145, col.433; *Peter Damian*, vol.3, pp.131-132.
- 13) Mansi 19, col.837.
- 14) Ibid., cols.837-840.
- 15) *The ecclesiastical history of Orderic Vitalis(=Orderic Vitalis)*, vol.IV, ed. Marjorie Chibnall, Clarendon Press, 1973, pp.84-87.
- 16) Barstow, *op. cit.*, p.56. *Orderic Vitalis*, vol.II, pp.290-291. バーストウは19世紀に出版された古いLe Prevost版を参照しており、第5巻の9と指定しているが、私の参照したChibnall版では該当箇所は見あたらなかった。バーストウは参考文献にChibnall版も挙げているのだから、その該当箇所も明記すべきであろう。また、この法令は叙品後の結婚を禁じるものであり、聖職者夫婦の同居を禁じるとは書かれていない。
- 17) Mansi 19, cols.839-842.
- 18) Mansi 19, cols.843-844.
- 19) C.J.Hefele-H.Leclercq, *Histoire des conciles(=H-L)*, t.IV, Paris, 1907, pp.1122-1123.
- 20) Mansi 19, col.848. "Placuit quoque, presbyteros, diaconos, & reliquos clericos, qui ecclesiasticos tenuerint honores, abstinere omnimodis ab uxoribus, vel reliquis mulieribus. Quod si non fecerint, honore simul & officio priventur, & a propriis episcopis excommunicentur."
- 21) Mansi 2, col.11; PL 84, col.505. "Placuit in totum prohibere episcopis, presbyteris et diaconibus vel omnibus clericis positus in ministerio abstinere se a conjugibus suis, et non



- generare filio: quicumque vero fecerit, ab honore clericatu exterminetur.”
- 22) Mansi 19, cols.855-858.
  - 23) Barstow, *op. cit.*, p.214, n.20. “Adjicimus, ... a conjugio separentur, & poenitentiam expleant, aut ab ecclesia & consortio Christianorum expellantur. Ita disponimus de presbyteris & diaconibus conjugatis.”
  - 24) Mansi 19, col.858. “ut hi consanguinei qui sunt conjugati,”
  - 25) H-L, t.IV, Paris, 1907, p.1124.
  - 26) Mansi 19, cols.857-858.
  - 27) Morris, *op. cit.*, 89; Agostino Paravicini Bagliani, L'Église romaine de 1054 à 1122: réforme et affirmation de la Papauté, in: ed. J.-M.Mayeur, Ch.. et L.Pietri, A.Vauchez, M.Venard, *Histoire du christianisme 5*, Desclée, 1993, p.59.など。
  - 28) 野口、前掲書、90～91頁。Blumenthal, *op. cit.*, p.85; Friedrich Kempf, *The Church in the age of feudalism*, tr. by Anselm Biggs, New York, 1980, p.358.
  - 29) Uta-Renate Blumenthal, *The Investiture Controversy; Church and Monarchy from the Ninth to the Twelfth Century*, 1988, University of Pennsylvania Press, p.77.
  - 30) MGH, *Scriptores VII*, p.693.
  - 31) Mansi 19, cols.865-868.
  - 32) Mansi 19, cols.865-866.
  - 33) パタリヤについては、野口、前掲書、110～111頁、井上雅夫「パタリヤ（1）」『人文学』136号、1981年、1～33頁。同「パタリヤ（2）」『人文学報』30号、1981年、56～88頁、を見よ。
  - 34) H-L, t.IV, Paris, 1907, p.1131.
  - 35) 井上、前掲「パタリヤ（2）」、59頁。
  - 36) Ed. by Emil Friedberg, *Corpus Iuris Canonici I*, Leipzig 1879(3rd. Graz 1995), col.115. “Aliter se habet orientalium ecclesiarum traditio, aliter huius sanctae Romanae ecclesiae. Nam eorum sacerdotes, diaconi atque subdiaconi matrimonio copulantur; istius autem ecclesiae uel occidentalium nullus sacerdotum a subdiacono usque ad episcopum licentiam habet coniugium sortiendi.” これはJaffé, *Regesta Pontificum Romanorum*(= *Regesta*), n.4375にも1057年のローマ教会会議での決議として採録されている。
  - 37) Christian Chohij, *Clerical Celibacy in East and West*, Herefordshire, 1989, p.139.
  - 38) 拙稿「西欧中世における聖職者『独身』制の成立」『神戸海星女子学院大学・短期大学研究紀要』、第38号、1999年、214～217頁。
  - 39) PL 145, col.409; “omnes clericos Romae, qui .... incontinentes exstiterant, de conventu clericorum et choro ecclesiae praecepisset exire, ut quanquam, relictis feminis, per poenitentiae se lamenta corrigerent; tamen quia sancto viro inobedientes fuerant, et de sacrario ad tempus exirent.”
  - 40) PL 145, col.400; Peter Damian, t.5, p.269.
  - 41) F.Kempf, *op. cit.*, p.359; Bagliani, *op. cit.*, p.59.
  - 42) これについては、Hefele-Leclercq, *op. cit.*, pp. 1139-1169.を見よ。
  - 43) Mansi 19, cols.897-898. “Ut nullus missam audiat presbyteri, quem scit concubinam indubitanter habere, aut subintroductam mulierem. Unde etiam ipsa sancta synodus hoc capitulum sub excommunicatione statuit, dicens: Quicumque sacerdotum, diaconorum, subdiaconorum, post constitutum beatae memoriae praedecessoris nostri sanctissimi papae Leonis de castitate clericorum, concubinam palam duxerit, vel ductam non reliquerit, ex parte omnipotentis Dei, auctoritate beatorum apostolorum Petri & Pauli praecipimus, & omnino contradicimus, ut missam non cantet, neque evangelium vel

- epistolam ac missam legat, neque in presbyterio ad divina officia cum iis qui praefatae constitutioni obedientes fuerint maneat, neque partem ab ecclesia suscipiat, quousque a nobis sententia super hujusmodi, Deo concedente procedat.”ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』、東京大学出版会、2000年、215～216頁に和訳がある。
- 44) PL 143, cols.1315-1316.
  - 45) PL 143, col.1315; Mansi 19, col.897.
  - 46) PL 143, col.1317.
  - 47) H-L, t.IV, Paris, 1907, p.1167, n.1.
  - 48) MGH LdL I, p.594; Robinson, *op. cit.*, p.204.
  - 49) MGH Scriptorum VIII, p.409.
  - 50) James A.Brundage, Concubinage and Marriage in Medieval Canon Law, ed. Vern Bullough and James A.Brundage, *Sexual Practices and the Medieval Church*, Buffalo, NY, 1982, pp.119-128.
  - 51) Barstow, *op. cit.*, p.56.
  - 52) PL 145, col.90; *Peter Damian*, t.3, p.25.
  - 53) MGH LdL I, p.594; Robinson, *op. cit.*, p.204.
  - 54) M.Dortel-Claudot, Le prêtre et le mariage: Évolution de la législation canonique des origines au XIIe siècle, *L'année canonique* 17(1973), pp.335-337. 拙稿「中世前期における聖職者夫婦の同居について」『神戸海星女子学院大学研究紀要』、第43号、2005年、19～35頁。
  - 55) 1022年のパヴィーア教会会議決議をこの決議の先駆とする見解もあるが、パヴィーアで問題とされたのは聖職者の性倫理ではなく、教会財産の保護であり、1059年の決議との間に関係性を見いだすことはできない。Uta-Renate Blumenthal, Pope Gregory VII and the Prohibition of Nicolaitism(=Nicolaitism), in: ed. by Michael Frasset, *Medieval Purity and Piety, Essays on Medieval Clerical Celibacy and Religious Reform*, New York, 1998, pp.240-241.
  - 56) Blumenthal, Nicolaitism, pp.242-243; Barstow, *op. cit.*, p.56; J.E.Lynch, Marriage and celibacy of the clergy: The discipline of the western church; an historico-canonical synopsis, Part II, *The jurist* 32(1972), p.189.
  - 57) Mansi 2, col.1102. 拙稿「西欧中世における聖職者『独身』制の成立」『神戸海星女子学院大学・短期大学研究紀要』、第38号、1999年、215頁。
  - 58) Blumenthal, Nicolaitism., p.244.
  - 59) MGH, LdL I, p.594; Robinson, *Papal reform*, p.205.
  - 60) PL 145, col.*Peter Damian*, t.5, p.261.
  - 61) たとえば、ヨーロッパ中世史研究会編、前掲書、215～216頁。Blumenthal, Nicolaitism, p.243. 筆者も前稿ではそう考えていた。拙稿「教皇レオ9世と聖職者『独身』制」『神戸海星女子学院大学研究紀要』第45号、2007年、44頁。
  - 62) 拙稿「聖職者『独身』制の成立」『神戸海星女子学院大学研究紀要』第38号、1999年、229～230頁。Gerd Tellenbach, *The church in western Europe from the tenth to the early twelfth century*, tr. by Timothy Reuter, Cambridge, 1993, p.165もこれをレオ1世としている。
  - 63) 世良晃志郎「中世法の理念と現実」『岩波講座世界歴史7、中世1』所収、岩波書店、1969年、409～415頁。
  - 64) H-L, t.IV, Paris, 1907, p.1185.
  - 65) Mansi 19, col.927.
  - 66) H-L, t.IV, Paris, 1907, p.1202.
  - 67) Augustin Fliche, Ulrich d'Imola; Étude sur l'hérésie nicolaïte en Italie au milieu du XI<sup>e</sup>

- siècle, *Revue des Sciences religieuses*, II, 1922, pp.127-139. ウダルリクスの手簡は、MGH, LdL I, pp.254-260を見よ。
- 68) PL 145, col.90; *Peter Damian*, t.3, pp.25-26.
- 69) MGH, LdL I, p.594. Robinson, *Papal reform*, p.205. ボニゾは、ロンバルディーアの他の司教たちは妻帯聖職者を買収されて、教令を公布しなかったという。
- 70) Barstow, *op. cit.*, p.57.
- 71) Jaffé, *Regesta*, n.4501.
- 72) Jaffé, *Regesta*, n.4477.
- 73) Jaffé, *Regesta*, n.4827.
- 74) 野口、前掲書、34～35頁。